

令和7年度 夏休みプログラミング教室開催業務 仕様書

1. 業務概要

(1) 業務名 令和7年度 夏休みプログラミング教室開催業務

(2) 業務目的

近年のプログラミング言語はA Iやデータ分析、WEB開発、I O T、ゲーム開発など幅広く使用されており、学んだ知識が将来の職業や研究に直接活かすことができる。小中学生の早期からプログラミング教育を行い、子ども達の興味促進、将来への展望拡大、地元企業の興味促進などを目的に実施するもの。

(3) 業務内容

主な業務内容は下記の通りとする。

小松市の小中学生への教育に対する現状・課題等を分析の上、構成（手段）や内容を十分検討の上、下記の内容を実施すること。

また、本業務の成果として、効果検証のための指標及び目標値を定め、検証結果を報告すること。

ア Python を使って画面に文字や数字を出せるようになること

- ・Python エディタを使って、文字や数字を画面に表示できるようになること。
- ・変数を作って、好きな情報を表示できるようになること。

イ Python を使ってランダム処理・入力を組み合わせられるようになること。アプリの中で、「くじ引き」や「抽選」などの機能を作ることができるようになること。

- ・random を使って、ランダムな数字を作ることができるようになること。
- ・キーボードからユーザーの入力を受け取って表示できるようになること。

ウ 条件で結果を変えられる、設計を理解できるようになること。入力された内容に応じて、「どう動かすか決める」プログラムを書くことができるようになること。

- ・入力された内容によって違う結果を表示できる（条件分岐）ようになること。
- ・ルールを理解して設計できるようになること。

エ 人とコンピュータが対戦するゲームを作れるようになること。

- ・ユーザーが選んだ内容を受け取り、表示できるようになること。
- ・コンピュータの内容をランダムに出力して、勝敗を判定できるようになること。

オ ゲームの完成ができるようになること。作ったプログラムをさらに改良し、人に遊んでもらうための機能追加ができるようになること。

カ その他、教室終了後も、引き続き興味を持ち、学校や自宅にて学習できる内容であること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和7年12月31日まで

2. 業務遂行の留意点

(1) 人員体制

ア 統括責任者の配置

本業務に精通し十分な経験と知識を有し、官民間問わず本業務と同規模のプロジェクトの受託事業の実務経験のある者を、本業務遂行上の受託事業者としての責任を負うべき統括責任者として1名配置すること。また、その者が本業務全体を統括し、本市との連絡調整の任にあたらせること。

イ 人員体制の変更

本業務の統括責任者は、提案書での業務実施体制に記載のとおりとし、原則として変更することができない。なお、病休、死亡、退職などやむを得ない事由が生じた場合は、本市の承諾の上、同等以上の担当者と変更することができるものとする。

(2) 打ち合わせ及び連絡調整

業務委託後、具体的な業務内容や進め方などについて随時当市と協議するものとする。協議実施後、速やかに議事録を提出すること。

3. その他

(1) 再委託

受託事業者は、業務工程の一部を委託する場合には、あらかじめ両市の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託事業者が全責任を負うこと。

(2) 守秘義務

受託事業者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、そのほか適正な管理のために必要な情報のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託事業者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、小松市情報公開条例（令和5年小松市条例第3号）等の関係法令等を遵守しなければならない。

(4) 著作権

受託事業者は、本業務（再委託をした場合を含む。）にあたっては、著作権、肖像権に配慮するとともに、関係法令等を遵守すること。なお、作成される成果物の著作権等

の取り扱いは、次に定めるところによる。

ア 本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、受託事業者
に帰属するものとする。ただし、成果物に受託事業者または第三者の著作物が含まれ
ている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前から
の著作権者に帰属するものとする。

イ 本業務の成果品等に、受託事業者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハ
ウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託事業者
に留保されるが、本市は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、こ
れを無償で利用できるものとする。

ウ 受託事業者は、本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

(5) 追加提案

本業務の仕様は、現在本市が最低限必要と考えているものである。このほか受託事業
者の専門的な立場から、本業務目的を達成するために本市にとって有益になると思われ
るものについては、本業務の費用の範囲内で積極的に提案すること。

(6) 協議

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、本市と協議す
ること。

(7) その他

ア 業務の遂行に当たっては、本市担当者との十分な打ち合わせを行い、業務を誠実に
履行すること。

イ 業務中に生じた諸事故並びに市及び第三者に与えた損害に対しては本市担当者の指
示に従い、受託事業者の責任において処理するものとする。

ウ 受託事業者は本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進め
なければならない。

以上